

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部内規

1. 支部規約第7条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。

1) 支部長

- (1) 常任幹事会は、本支部正会員（以下「支部正会員」とする。）の中から、支部長候補者3名以内を選出する。
- (2) 常任幹事会は、本支部選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」とする。）を構成して、支部正会員の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長1名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
- (3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を本支部総会（以下「総会」とする。）に報告し、承認を受ける。

2) 常任幹事

常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各2名、その他の県は1名ずつとする。

3) 機関幹事

機関幹事は、原則として、支部正会員2名以上を有する機関において1名選出する。

4) 庶務幹事、会計幹事

庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。

5) 監事

監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。

2. 理事候補者の選出は、次のとおりとする。

1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、理事候補有資格者を推薦する。

2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して支部正会員の投票に基づいて、理事候補有資格者の中から規定数の理事候補者を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。

3) 選出の方法は、別に定める「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」による。

4) 選挙管理委員会は、理事候補者選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。

3. 代議員の選出は、次のとおりとする。

1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、規定数以上の代議員候補者を推薦する。

2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、支部正会員の中から代議員選舉に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。

3) 選挙管理委員会は、支部正会員の投票により、規定数の代議員を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。

4) 選出の方法は、別に定める「代議員選出方法に関する申し合わせ」による。

5) 選挙管理委員会は、代議員選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。

4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。

1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。

2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。

4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

5. 代議員の任務は、総会および一般社団法人日本家政学会（以下「本部」とする）代議員総会に出席して審議事項を

議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。

6. 代議員および理事候補者の選出結果は、選挙の年の12月末日までに、本部役員選挙管理委員会委員長に報告する。

7. 本内規の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

施行	昭和57年5月23日
改定	昭和58年5月29日
	昭和61年10月12日
	昭和63年10月9日
	平成11年10月3日
	平成13年9月22日
	平成14年10月6日
	平成22年10月10日
	平成24年10月7日

申し合わせ事項

1. 支部長は、常任幹事又は代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。
2. 理事候補者は、本部委員会委員または支部役員を2期以上経験した者の中から選出する。ただし会長、副会長、監事経験者は除く。
3. 同一人が支部長及び代議員に選出された場合の優先順位は、支部長、代議員とし、理事候補者及び代議員に選出された場合の優先順位は、理事候補者、代議員とする。
4. 役員候補者は、就任時（6月1日）の年齢が満68歳以下の者とする。
5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。
6. 機関幹事は、新年度当初（4月中）に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。
7. 常任幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
8. 機関幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。
10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。
11. 常任幹事は、代議員及び監事、本部役員である会長、副会長及び理事と兼務することはできない。ただし、代議員に選出された常任幹事の在任期間は兼務することができる。
12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を招集して議長となり、事後の支部運営について審議する。
13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。
14. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行	昭和57年5月23日
改定	昭和58年5月29日
	昭和61年10月12日
	昭和63年10月9日
	平成11年10月3日
	平成13年9月22日
	平成14年10月6日

平成 22 年 10 月 10 日
平成 24 年 10 月 7 日
平成 28 年 9 月 17 日
令和元年 9 月 23 日